

引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費  
(平成30年度2月補正予算後)

社会保障施策に要する経費に充てる引上げ分の地方消費税額 38,357百万円

1. 社会保障施策の充実(22,977百万円)

(単位:百万円)

事項名	経費	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国庫支出金	諸収入	引上げ分の 地方消費税	その他
教育・保育給付費	23,127			10,550	12,577
子・ ど も 育 て 地域子ども・子育て支援事業費	4,225	6		2,403	1,816
児童保護措置費	4,513	2,218	17	85	2,193
医療・ 介 護 後期高齢者医療負担金	72,800			654	72,146
国民健康保険助成費	48,883			3,610	45,273
難病等対策費	4,811	2,377		2,351	83
地域医療総合確保事業費	2,629	1,680	54	840	55
介護給付費負担金	56,630			1,514	55,116
介護保険地域支援事業交付金	3,922			316	3,606
地域介護総合確保事業費	1,934	1,298		636	
診療報酬の充実	17,482	4,691	5	18	12,768
合計	240,956	12,270	76	22,977	205,633

※ 診療報酬の充実分については、「後期高齢者医療負担金」、「国民健康保険助成費」及び「難病等対策費」は、各々の項目に計上。診療報酬の改定分のみの事項は、「診療報酬の充実」に計上。

2. 社会保障施策の充実以外の使途(15,380百万円)

○ 社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費に充当。